

総合政策科学研究科生の国内研究に対する旅費補助について

1. 申請対象者

以下に記す全ての要件を満たす者とする。

- ① 同志社大学総合政策科学研究科博士課程前期課程または博士課程後期課程に在籍する正規学生であること。
- ② 指導教員による研究指導、学位論文執筆や大学院科目の履修の一環として、国内の学会に参加する、または国内の機関、団体及び企業等において調査研究を遂行する者であること。
- ③ 当該年度内に本旅費補助を未申請かつ給付を受けていない者であること。

2. 申請期間

用務最終日から1ヶ月以内に申請すること。

ただし、毎年度2月15日（事務室閉室の場合は翌開室日）を受付期限とする。

3. 申請書類

<学会参加の場合>

- ① 総合政策科学研究科生の学会参加に対する旅費補助申請書
- ② 学会参加の事実を証明するもの（例：学会プログラム、学会での発表成果物等）
- ③ 学会参加費（懇親会費は対象外）の領収書
- ④ 総合政策科学研究科生の国内研究に対する旅費補助 銀行口座振込届出書

<学会参加以外の場合>

- ① 総合政策科学研究科生の国内研究に対する旅費補助申請書
- ② 国内派遣の事実を証明するもの（例：受入機関等の受入承諾書、派遣先で入手した資料、受入機関等とのメールのやり取り等）
- ③ 総合政策科学研究科生の国内研究に対する旅費補助 銀行口座振込届出書

4. 申請書類提出場所

総合政策科学研究科事務室

5. 給付金額

交通費、宿泊費、学会参加費（懇親会費は対象外）に対して奨学金として上限10,000円を給付する。ただし、交通費と宿泊費は本学の経理規程により算出する。

6. 選考と発表

「3. 申請書類」に定める必要書類が提出された後、総合政策科学研究科にて選考を行う。選考結果は、研究科事務室より申請者に連絡する。

7. 注意

当該国内研究について、本旅費補助と他の本学奨学金・旅費補助等との併給はできない。

以上